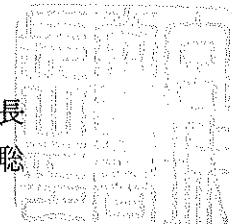


宮労発安 0329 第 3 号
高 第 5 7 0 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 経済関係団体代表者 殿

宮 城 労 働 局 長
竹 内 聰



宮城県教育委員会教育長
佐藤 靖彦

「令和 6 年度宮城県内高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせ」の送付
について

新規高等学校卒業者の就職支援につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度宮城県内高等学校卒業予定者の就職に関する基本的な取り決めについて、県内学校関係者、主要経済団体、宮城県、宮城県教育委員会及び宮城労働局を構成員とする「宮城県高等学校就職問題検討会議」において、別添 1 のとおり「令和 6 年度宮城県内高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせ」を行うに至りました。

つきましては、貴団体におかれましても当該申し合わせを御理解いただき、会員事業所への周知と申し合わせの遵守について御協力いただきますよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

【担当】

宮城労働局職業安定部職業安定課

職業紹介主任 大場 奈緒

TEL : 022-299-8061

宮城県教育庁高校教育課キャリア教育班

課長補佐 関 和佳子

TEL : 022-211-3625

宮城県教育庁特別支援教育課教育指導班

課長補佐 大友 きか子

TEL : 022-211-3647

令和6年度宮城県内高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせ

宮城県における高等学校卒業予定者の就職に関する取扱いについて、宮城県高等学校就職問題検討会議において協議した結果、学校教育をさらに充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう下記のとおり申し合わせる。

1 求人申込みの手続き等について

- (1) 求人申込みを行おうとする事業所は、管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（求人票への確認印の押印）を受けた後、当該求人票によって、高等学校に求人申込みを行わなければならないこと。
- (2) 上記(1)の手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出をまって推薦を行うものとすること。
(* 民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。)
- (3) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るために次のとおりとすること。
 - ① 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和6年6月1日から開始すること。
 - ② 安定所が確認した求人票の求人者への返戻は、令和6年7月1日以降開始すること。
 - ③ 安定所で受理した求人票の学校への提示は、令和6年7月1日以降開始すること。
 - ④ 各安定所間の求人連絡は、令和6年7月1日以降開始すること。

2 求人者の求人活動のための学校訪問の取扱いについて

学校における進路指導を通じて職業紹介を円滑に行うため、求人者等が行う求人活動のための学校訪問の取扱いについては、次のとおりとすること。

- (1) 事前に学校の了解を得た上で行うこと。
- (2) 訪問する場合は、安定所の求人の受付において確認を受けた求人票の写しを持参するか、又は、事前に送付しておくこと。
- (3) 訪問期間は、令和6年7月1日以降とすること。

3 文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和6年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

4 推薦及び選考開始期日について

推薦開始の期日については、推薦文書の到達を令和6年9月5日以降とし、選考開始の期日については、令和6年9月16日以降とすること。

5 選考方法等について

新規学校卒業者の採用にあたっては、本人の適性、能力等を重視した選考を行うこととし、併せて次のことに留意すること。

- (1) 定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いが行われないこと。
- (2) 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の配慮をすること。
- (3) 令和6年度においても新規大学等卒業者に係る就職協定が締結されないことから、新規高等学校卒業予定者の応募機会に影響が及ばないように、その採用枠について格別の配慮をすること。
- (4) 適性や能力に関係のない併願応募の有無等の質問は行わないこととする。

6 応募・推薦のあり方について

- (1) 本県の高等学校に在籍する高校生が企業に応募する場合、9月30日以前に選考日がある企業については、従来どおり1人1社のみの応募とし、10月1日以降に選考日がある企業については、県内外を含めて1人3社まで応募・推薦を可能とする。
ただし、県外企業に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせ数の範囲内とする。
- (2) 安定所は、企業から求人票の提出があったとき、複数応募制の趣旨説明を行った上で、複数応募の可否について確認し、求人票に次のとおり表示する。
 - ① 複数の企業への応募を認める企業については複数応募欄に併願応募可能な10月1日以降の日付を表示する。
 - ② 複数の企業への応募者を不可とする企業については複数応募欄に「不可」と表示する。

7 選考日及び選考結果の通知等について

- (1) 求人票を提出しようとする企業は、求人票に選考月日・選考方法・採否決定期日を明示する。
- (2) 応募書類を受理した企業は、選考日時を速やかに決定し、校長及び本人に対して書面で通知する。
- (3) 選考を実施した企業は、速やかに採否を決定し、概ね1、2週間以内を目途に校長及び本人に対して書面で通知する。
なお、採否の決定に当たっては、採用内定取消しが生じないよう十分配慮する。
- (4) 企業から内定を受けた生徒は、速やかに就職先を決定し、高等学校を経由し、各企業に対して内定の承諾又は辞退の意思表示を行う。

8 応募書類の様式

学校が求人事業所へ提出する応募書類については、全国高等学校統一応募書類の様式に従って作成するものとする。

9 就業開始時期及び研修等について

- (1) 就業開始時期については、卒業式の翌日以後とすること。
- (2) 卒業式前に企業が実施する実習・研修等及び入社説明会等は、これを行わないこと。
ただし、やむを得ず入社説明会等を実施しようとする場合は、学校と協議すること。

- 10 職業紹介事業者が行う高等学校卒業予定者に係る職業紹介について
 - (1) 職業紹介事業者を利用する場合においても、高等学校教育への影響を踏まえて、上記で示した日程や応募書類の様式等を厳守すること。
 - (2) 職業紹介事業者が、生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する学校を通じて行うようにすること。
 - (3) その他学校教育の円滑な実施に支障がないよう、職業紹介事業者と学校との情報共有等を徹底し、生徒の職業選択について必要な配慮を行うこと。
- 11 上記に示す具体的方針に従わない事業所又は学校があった場合には、それぞれの機関において、その事業所及び関係学校等を直ちに宮城労働局及び宮城県教育委員会あて報告すること。
- 12 職業安定法以外の法律に基づく求人の取扱いについては、職業安定法に準ずる形で取扱うものとすること。

令和6年3月26日

宮城県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事
宮城県中小企業団体中央会 専務理事
宮城県商工会議所連合会 常任幹事
宮城県商工会連合会 専務理事
協同組合仙台卸商センター 専務理事
宮城県産業教育振興協会 理事長
宮城県高等学校進路指導研究会 会長
宮城県高等學校長協会 就職対策委員会 代表幹事
宮城県農業教育研究会 会長
宮城県高等学校工業教育研究会 会長
宮城県高等学校商業教育研究会 会長
宮城県特別支援學校長会 会長
宮城県私立中学高等学校連合会 会長
仙台公共職業安定所長
宮城県総務部私学・公益法人課長
宮城県経済商工観光部雇用対策課長
宮城県経済商工観光部産業人材対策課長
宮城県教育庁副教育長
宮城労働局職業安定部長